

税務署からのお知らせ

平成16年度の税制改正等により源泉所得税関係についていくつかの改正が行われていますが、平成17年1月1日以後の毎月(日)の給料や賞与などの源泉所得税を算出する上で注意が必要となる主な改正点は次のとおりです。

① 老年者控除の廃止

- (1) 所得者本人が年齢65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用される老年者控除(50万円)が平成17年分以後の所得税から廃止されます。
- (2) 毎月(日)の給料や賞与などの源泉徴収税額の算定に際し、所得者が老年者に該当する場合において扶養親族等の数に1人を加える措置は、老年者控除の廃止に伴い、平成17年1月1日以後に支払うべき給料又は賞与から、その適用がないこととされましたので注意が必要です。

(例)

本人が65歳以上で合計所得金額1,000万円以下(平成16年以前は老年者該当)
 税額表甲欄の場合
 課税対象月額200,000円
 扶養人数2人

平成16年(改正前)

老年者に該当する場合は、扶養人数に1人加算し税額を算出するため、税額表の扶養親族等の数3人の欄で計算

算出税額は「0」

平成17年1月1日以後の場合(改正後)

老年者控除が廃止されているため、扶養親族等の数への加算措置をせずに税額表に当てはめることになるため扶養親族等の数2人の欄で計算

算出税額は「2,400円」

以上の計算となり、支給額が同じでも平成16年と平成17年では算出税額が異なりますので、注意してください。

② 公的年金等の控除額の改正

- (1) 平成17年以後の所得税について雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢が65歳以上の人に対して上乗せされている部分が廃止されることとなりましたが、最低控除額70万円については、年齢が65歳以上の人について50万円加算し、120万円とする特例措置が設けられました。
 これに伴い、特定の公的年金等に係る源泉徴収について、その支払額からの控除額等が改められるとともに、源泉徴収を要しない特定の公的年金等の収入限度額のうち、年齢が65歳以上の人に係る収入限度額が引き下げられました。
- (2) 公的年金等控除額が改正されたことから、公的年金等の源泉所得税の税額算出に注意する以外にも、公的年金等の受給者を控除対象配偶者や扶養親族等としている場合には、所得要件の判定に注意が必要となります。